

保育所等入所基準指数表

実施基準項目	保 護 者 の 状 況 (同居の親族その他の者が児童の保育に当たれない場合)					入所基準指数	優先順位
基準番号	区 分		適 用				
形 態							
① 居宅外労働	外 勤 (自営含む)		月20日以上、1日8時間以上 160時間			10	1
			月20日以上、1日7時間以上 140時間			9	2
			月16日以上、1日6時間以上 96時間			8	3
			月16日以上、1日4時間以上 64時間			7	5
	自営	家 族	従事者に協力従事している者	月16日以上、1日6時間以上 96時間	8	3	
				月16日以上、1日4時間以上 64時間	7	5	
農 業		月16日以上、1日4時間以上 64時間			6	5	
② 居宅内労働	自営	本 人	月20日以上、1日7時間以上 140時間			8	3
		家 族	月20日以上、1日6時間以上 120時間			7	4
			月20日以上、1日4時間以上 80時間			6	5
	内 職	月20日以上、1日7時間以上 140時間			6	5	
		月20日以上、1日4時間以上 80時間			5	6	
	③ 出 産	出 産		出産予定日の前後2か月の期間(最長4カ月間) ※多胎の場合			9
出産予定日の前後2か月の期間(最長4カ月間)				8	3		
④ 疾 病 等	疾 病 入 院		母親が概ね1か月以上入院			10	1
	居 宅 療 養		疾病のため概ね1か月以上常時臥床			9	2
			医師が長期加療(安静)を要すると診断した者			8	3
			医師が概ね1か月以上加療(安静)を要すると診断した者			7	4
			疾病は比較的軽症であるが定期的通院等を要する者			4	7
	障 害	身体障害者手帳1,2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳A			9	2	
		身体障害者手帳3,4級、精神障害者保健福祉手帳2級、療育手帳B			6	5	
		身体障害者手帳5,6級、精神障害者保健福祉手帳3級、療育手帳C			4	7	
⑤ 病 看 人 護 の 等	入 院 付 添		概ね1か月以上親族の入院付添にあたっている者			9	2
	居 宅 内 看 護		同居の家族の長期居宅内療養等介護にあたっている者			6	5
	心身障害児者介護		心身障害児者介護、通園、通院、通学等にあたっている者			8	3
	寝たきり老人の介護		同居の祖父母等、寝たきり老人の介護に常時あたっている者			8	3
	その他の介護		上記以外の者の介護又は看護			5	6
⑥ 育休	育 児 休 業 中 (3歳児以上に限る)		当該年度中に復帰する者			①の指数と同等	
			翌年度以降に復帰する者			①の指数より－2	
⑦ 求職	求 職 中		就職活動中の者			4	7
⑧ 災害	家 庭 の 災 害		火災、風水害、震災等で災害復旧にあたる場合			10	1
⑨ 特 例	前各号に類する状態であると町長が認める場合					類似する指数及び順位	
	ア、保護者が就学している場合						
	イ、その他世帯の状況に応じて認定する						
調整基準	生活保護世帯、ひとり親世帯(単身赴任、祖父母等と同居は含まない)					調整指数 ＋1	
	既に入所中の兄弟姉妹が継続利用をし、2人以上の同時入所となる場合						
	外勤の就労時間で主にリモートワーク等、居宅内就労の場合					調整指数 －1	
	兄弟姉妹が在園児または卒園児で、選考段階で保育料等の滞納がある場合						

【上記基準の確認書類】

- ※上記事由の証明書・申告書類(就労証明書及び自営の方は開業届の写し等)
- ※③の出産については、母子健康手帳の写し(表紙・出産予定日が記載されたページ)
- ※④⑤については、手帳の写し・医師の診断書等
- ※⑥については、育児休業の期間がわかる書類(就労証明書)
- ※⑦については、誓約書の提出後、入所後2ヶ月以内に就労証明書

【保護者が育児休業(育休)を取得した場合】

- ※保護者が育児休業(育休)中の場合、3歳未満児は利用できません。
- 育休開始時に、2歳未満児クラスの場合は、産後休暇後(産後8週間後の月末まで)退所となります。母親が産休中に配偶者の方が1カ月を超える育休を取得される場合も退所となります。既に入所している2歳児クラス以上の場合に限り、育休期間も継続入所可能です。